規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	領海等における外国船舶の航行に関する法律案	
担当部局	海上保安庁警備救難部管理課 電話番号:03-3591-6361	e-mail:shitsumon@kaiho.mlit.go.jp
		e-mail.smtsumon@kaino.mitt.go.jp
評価実施時期	平成20年2月25日	
規制の目的、内容及び必要性等	外国船舶に対する立入検査、 外国船舶に対する退去命令の措置を講じることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保する。	
	法令の名称・関連条項とその内容 領海等における外国船舶の航行に関する法律 第6条	第7条
想定される代替案	法令に基づかない任意の措置として実施する。 任意の措置として領海等からの退去を要請する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	外国船舶に立入検査を受け入れる負担が生じるが、停留等を行っている船舶に対する短時間 での検査であり、費用の増加は僅少である。	外国船舶が任意に立入検査に応じる場合は僅少の費用が 生じる。
	外国船舶に、退去命令に応じて領海等から退去する費用が生じる。	外国船舶が任意に退去要請に応じる場合は退去する費用 が生じる。
(行政費用)	特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。	特段の体制強化等を行うことな〈当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。
	特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。	特段の体制強化等を行うことなく当該事務に対応できるものであり、費用の増加は僅少である。
(その他の社会的費用	_	_
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られる。	領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともに その不審な行動を抑止することができず、領海等の安全につ いても十分に確保することができない。
	領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られる。	領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともに その不審な行動を抑止することができず、領海等の安全につ いても十分に確保することができない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	一定の費用の発生が想定されるものの、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られるという便益は重要であり、便益が費用を上回る。 我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が確実に図られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。	
	一定の費用の発生が想定されるものの、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が図られるという便益は重要であり、便益が費用を上回る。 我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序が維持されるとともにその不審な行動が抑止され、領海等の安全の確保が確実に図られる点で、本案の方が代替案より便益が大きく、優れているといえる。	
有識者の見解その他関連事項	海洋基本法(平成19年法律第33号) 第21条	
レビューを行う時期又は条件	平成22年度に事後検証を実施	
備考		